

第 1 7 2 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成30年5月30日（水）

午後2時00分～午後2時40分

場 所：職員会館かもがわ

●萩原課長 定刻となりましたので、ただ今から、第172回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、また足元の悪い中、委員の皆様方には御出席を賜りまことにありがとうございます。

さて、皆様のお手許に委嘱状をお配りしておりますとおり、本審議会委員といたしましては、平成30年5月1日から平成32年4月30日までの2年間が任期となっております。今回は任期が始まって最初の審議会ですので、まずは委員の皆様から自己紹介をお願いしたく存じます。

着席のままで、一言ずつで結構でございます。板倉委員から順にお願いいたします。

●板倉委員 京都精華大学人文学部の板倉と申します。専門は衛生工学で主に騒音をやっております。よろしくお願いいたします。

●恩地委員 同じく、京都精華大学人文学部の恩地と申します。専門としては交通を担当しております。よろしくお願いいたします。

●塩見委員 立命館大学の塩見と申します。専門は交通で恩地先生と同じ分野です。よろしくお願いいたします。

●島田委員 京都大学法学部の島田と申します。専門は労働法です。よろしくお願いいたします。

●中井委員 中井美佐子と申します。京都府建築士会ハート&ハード研究会に属しています。ハート&ハード研究会というのは、主に福祉に関する勉強をしているところでございます。普段は木造住宅の設計等を行っています。よろしくお願いいたします。

●山川委員 京都府立大学の山川と申します。専門は廃棄物です。よろしくお願いいたします。

●吉田委員 立命館大学政策科学部で都市計画や住宅政策を教えております吉田と申します。専門は建築や都市計画並びに住宅政策等を研究しております。どうぞよろしくお願いいたします。

●萩原課長 ありがとうございました。前回の委員から、竹原委員と山田委員が御退任されまして、新たに島田委員と山川委員をお迎えしております。なお、龍谷大学政策学部の井上委員、大阪国際大学人間科学部の縄田委員につきましては、本日は所用により欠席となっております。

続きまして、事務局職員を簡単に御紹介させていただきます。

●草木部長 商工部長の草木でございます。この4月に就任いたしました。皆様、新たに大規模小売店舗審議委員としてどうぞよろしく願いいたします。

●萩原課長 商業振興課長の萩原でございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

●萩藤本係長 商業振興課振興係長の藤本でございます。引き続きよろしく願いいたします。

●山田担当 商業振興課の山田でございます。引き続き今年度もよろしく願いいたします。

●萩原課長 以上の体制で審議会を運営してまいります。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、委員の方々の出席状況でございますが、本日は7名の委員に御出席いただいております。従いまして、審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していますことを御報告いたします。

では、議事に入らせていただきますが、本来ですと、ここから会長に進行をお任せするところでございますが、新たな任期ということで会長が決まっておりません。つきましては、議題1の「委員紹介及び会長、副会長選出」は事務局で進行させていただき、議題2から選任された会長にお任せしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●萩原課長 では、審議会規則第2条第2項の規定により、会長及び副会長の選出を行います。自薦他薦どちらでも結構ですので、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

●中井委員 会長ですが、これまで恩地先生にお世話になっており、今期も続投をお願いしたいと思っているため、推薦させていただきます。

●萩原課長 ただいま、中井委員から御提案がございましたが、御異議ありますでしょうか。

(異議なしの声)

●萩原課長 では、恩地委員に会長をお願いしたいと思います。恩地委員いかがでしょうか。

●恩地委員 謹んでお受けいたします。よろしく願いいたします。

●萩原課長 ありがとうございます。続きまして、副会長の選出もお願いします。

●恩地委員 都市計画や住環境全般の分野に精通しておられる吉田委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

●萩原課長 ただいま、恩地委員から御提案がございましたが、御異議ありますでしょうか。

(異議なしの声)

●萩原課長 では、吉田委員に副会長をお願いしたいと思います。吉田委員いかがでしょうか。

●吉田委員 微力ながら務めさせていただきます。

●萩原課長 ありがとうございます。お二人から御了承を得られましたので、恩地委員に会長を吉田委員に副会長をお願いいたします。

これより、お二人とも会長席、副会長席にお移りいただきますよう、よろしく願いいたします。

(会長、副会長席移動)

●萩原課長 それでは、会長、副会長からそれぞれ一言御挨拶をいただきたく存じます。恩地会長からお願いいたします。

●恩地会長 この審議会は重責だと思っておりますので、一生懸命やらせていただきたいと思えます。さまざまな御意見をいただきまして、活発な議論の進行に努めさせていただきたいと思えますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

●萩原課長 ありがとうございます。続きまして、吉田副会長お願いいたします。

●吉田副会長 私の勤務する政策科学部は、経済学者と政治学者と工学者の3者合わせて協議しており、実践的な問題に取り組むということで、日々研究しております。そういう

観点から、微力ではありますが、恩地会長を補佐してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

●萩原課長 ありがとうございます。円滑な進行に御協力いただきまして、感謝申し上げます。

それでは、議題2に入ります前に、お手許にございます資料を確認させていただきます。

皆様のお手許には、会議資料と、ホチキス留めとなっております、資料1「京都市大規模小売店舗立地審議会委員名簿」、資料2「(仮称)ホームセンターコーナン山科勸修寺店答申案」、資料3「京都経済センター(仮称)に係る届出者提出資料」、資料4「京都経済センター(仮称) 答申案」、資料5「ダイエー桂南店 答申案」、資料6「立地法に係る計画一覧」を配付しております。

また、このほかに「京都経済センター(仮称)に係る変更願及び変更資料一式」も置かせていただいております。

なお、事前に送付しております審議案件の計画説明書につきまして、お手許にお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。

傍聴者の方用には、本日の閲覧資料を後方の「閲覧資料台」に備えておりますので、そここご覧ください。

また、傍聴席からのヤジ等の発言、拍手等示威的行為は審議の妨げとなりますので、お控えくださいますようお願いいたします。

では、ここから恩地会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

●恩地会長 それでは、これより議事を進めてまいります。

まず、議題2「平成29年11月届出案件 (仮称)ホームセンターコーナン山科勸修寺店に係る答申案検討」です。まず、事務局から説明をお願いします。

●事務局 お手許の資料4ページをお開きください。

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見についての答申ですが、下に記載のとおりでございます。

まず1番、大規模小売店舗の名称及び所在地は、(仮称)ホームセンターコーナン山科勸修寺店、住所についてはそちらに記載のとおりでございます。

続きまして2番、法第8条第4項の規定による市の意見についてですが、「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。」ということで、市の意見はなしとしております。その下になお書きといたしまして、付帯意見を3つ挙げております。

まず1番、来退店経路の周知を徹底するとともに、必要に応じて警備員を配置するなどして、車両の左折入退場の徹底及び歩行者の安全確保に努めること。特に、敷地北東角の丁字交差点は、車両、歩行者及び自転車の動線が交錯するおそれがあり、また、信号待ち車両が生じる場合は退店車両の経路に影響を与えることから、十分な安全対策に努め、問題が生じた場合は、速やかに対策を講じること。

2番、周辺住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じること。

3番、店舗北側道路において車道横断が発生する恐れがあるため、来店客の安全確保に配慮するとともに、状況によっては、開店時、繁忙期のみならず警備員を適宜配置すること。

続きまして、この詳細説明としまして、5ページ以降に答申理由を書いておりますので、御確認お願いいたします。

まず、2番の説明会の状況ですけれども、北側道路における歩行スペースの確保や敷地北東角における信号待ちの停車車両が発生した際の道路の混雑、また、来退店車両の生活道路への流入等について意見と質問がございました。なお、このうち1つ目の北側道路における歩行スペースについては、こうした住民説明会での意見等を受けまして、計画を変更し、敷地内に歩行スペースを設けるという報告がございました。これは、前回の審議会における届出者からの報告のとおりでございます。

続きまして、3番、法第8条第2項に規定による住民からの意見書の提出はございませんでした。

そして4番、審議会の見解ですが、項目別に記載しておりますので、審議会で議論になった点を中心に一部読み上げさせていただきます。

まず、1番、駐車場及び来退店車両の経路設定については、駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である107台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

しかし、店舗北側道路における右折入庫の発生や来退店車両の生活道路への流入等が懸念されることから、届出者においては、来退店経路の周知を徹底するとともに、必要に応じて警備員を配置するなどして、車両の左折入退場の徹底及び歩行者の安全確保に努めることが望まれる。

特に、敷地北東角の丁字交差点は、車両、歩行者及び自転車の動線が交錯するおそれがあり、また、信号待ち車両が生じる場合は退店車両の経路に影響を与えることから、十分な安全対策に努め、問題が生じた場合は、速やかに対策を講じることが望まれる。

2番、駐輪場の設置については、条例に基づく付置義務台数を確保しており、不足が生じる恐れは少ないと考えるが、利用者が駐車場内を通ることが考えられるため、必要に応じて警備員を配置するなどの対策を講じるなどが望まれる。

続きまして、3番、荷さばき施設については、配置運営計画等においては適正な配慮が

なされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。早朝の荷さばきに関しては、主に午前8時以降に行う旨の表明がなされているが、作業を行う際には、静穏に行うよう徹底されることが望まれる。

4番の騒音については、夜間における騒音の最大値の予測について、自動車走行音が敷地境界及び店舗に近接する住居立地点において規制基準を上回る箇所があるが、敷地境界に位置する出入口については、午後10時に閉鎖することで騒音の抑制を図る旨を表明していることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと考える。

しかしながら、周辺住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じることが望まれる。

5番の廃棄物の保管施設及びリサイクルについて、6番の防災・防犯対策への協力及び町並みづくりへの配慮等については、現計画で十分配慮されており、特段さらなる配慮については記載されておられません。

最後の、その他は、店舗北側道路の歩行者出入口前と、施設近傍には横断歩道が設置されていないことから、車道横断が生じる恐れがあるため、来店客の安全確保に配慮するとともに、状況によっては、開店時、繁忙期のみならず警備員を適宜配慮することが望まれる。

以上の見解を踏まえまして、車両の来退店経路の周知徹底と歩行者の安全確保、それから2点目として騒音に関する苦情、要望に対するその際の対応、そして3点目として北側道路における来店客の安全確保について、付帯意見で採用を要望しております。

説明は以上になります。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。

セットバックをしていただいたり、地域のごみ置き場を確保していただいたり、いろいろと地域に配慮している案件だったと思います。特に御意見がないということでしたら、この案件につきましては、本日で結審したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、本日で結審させていただきます。

続いて、議題3「平成29年11月届出案件 京都経済センター（仮称）に係る答申案検討」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 お手許の資料、8ページを御確認ください。

まず、資料3、京都経済センター（仮称）に係る届出提出資料についてでございます。前回の審議会で追加要求資料ということで3つ要望を出しておりました。1つ目が、南側

の騒音測定地点について、地点Cの位置が適正であるかどうかを確認して、届出の測定値と異なっていた場合には新たにその予測を行うこと。

2つ目が、公共交通機関の利用促進策について、より具体的に提示すること。

3つ目が、安全な来店経路を検討し、自転車利用者の動線を明示したものを提出すること。

これらは、8ページに記載のとおり、事業者から回答が出ております。

追加要求1番、地点Cの騒音予測についてですが、そちらにありますとおり、田中長奈良漬店はヒアリングにより2階部分に居住されていることを確認しました。このほか、施設南側の直近の建物、さんび堂でも予測をしました。結果資料については別紙1を御参照くださいという形の回答となっております。

別紙1は、その裏にお付けしておりますのでそちらをご覧ください。真ん中にありますのは当該建物の南側、施設の真南のC1と書かれた地点ですけれど、そちらがさんび堂、その東隣C2が田中長奈良漬店でございます。

なお、さんび堂につきましては、店舗であり居住していませんが、設置者から任意でより騒音源に近い場所で騒音を測定したものでございます。

騒音の測定結果ですが、その上に表で示しておりますとおり、この2地点とも等価騒音、夜間最大値ともに基準値の範囲内となっております。なお、届出上は居住している田中長奈良漬店で測定するのが適当であったと言えますので、届出者からは届出資料の差し替え願いが提出されております。皆様にも机の上に配付しておりますので、後ほど改めて計画書の差し替えをお願いいたします。

続きまして追加要求の2つ目、公共交通利用促進策についてでございます。5点の検討案が提示されております。

施設のホームページ等で、地下鉄及び阪急の駅と直結している立地を活かし、来場者へ公共交通利用の促進を喚起します。

施設の駐車場については、現状15分300円と設定する予定であり、これは周辺の同規模の駐車場と比較しても高い水準であります。また、河原町付近の商業施設の駐車場の料金設定と比較しても高い水準となっております。さらに、商業施設利用者客に対する駐車場のサービス券を発行する予定はしておりません。

オープン時は、あらかじめホームページ等に駐車場を十分に確保していない旨を掲載し、オープン広告として配布するチラシ等にも公共交通利用の促進を喚起します。例えば1日乗車券を利用して施設まで来ていただいた方に、先着限定でノベルティを配布するなどを検討します。

館内のデジタルサイネージには、地下鉄やバス利用者に対する配慮として、時刻表やバス経路等の掲載を検討します。

地下1階部分においては、地下鉄及び阪急とのスムーズな連携を図るため、連絡通路と当該施設の接続部の段差の解消に向け、バリアフリー化の改築を行い、同時に改修される

箇所の美装化も実施することで、公共交通からの容易なアクセスを確保すべく検討します。

以上の5点となっております。

なお、10ページの資料に近隣の駐車場位置とその料金体系が書いてございますので、ご覧いただければと思います。

最後に追加要求の3番目、自転車利用者の動線とその安全対策についてでございますが、こちらは11ページの別紙3をご覧くださいながら御確認ください。

当施設北側四条通の歩道は自転車通行可となっております。ただし、バス停や施設出入口等があり、歩行者の多い箇所となりますので、自転車を降りて押していただきたいと考えています。このことについては、室町・綾小路通側の歩道も同様で施設周辺歩道等の歩行者安全確保のため、施設のホームページ等で自転車は降りて押していただくよう呼びかけます。

施設の駐輪場の出入口は南側（綾小路側）に設置しており、自転車利用者の動線については別紙3の資料を御参照ください。

なお、下の※印にありますとおり、四条通の自転車通行規制区間は烏丸通より東側になっておりまして、当該施設の周辺に関しましては、自転車通行自体は可能となっております。

続きまして、こうした事業者からの提出資料も踏まえ、資料4の答申案を御確認いただきたいと思っております。

14ページの資料4、大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見についての答申でございます。

まず、1番、大規模小売店舗の名称及び所在地は、京都経済センター（仮称）、場所についてはそちらに記載のとおりです。

法第8条第4項の規定による市の意見についてでございますが、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断しますということで、こちらも意見なしとしております。

なお書きとして付帯意見を3つ上げてございます。

まず1点目、地下鉄駅直結の施設である利便性を活かし、公共交通機関の利用促進に努めること。

2点目、来退店車両について、周辺道路が通学路に指定されていることや、常時路線バスや事業用車両をはじめとした自動車の通行が多いことを踏まえ、警備員の配置により通学児童の安全確保や車両の円滑な誘導を実施するとともに、駐車場の満車による入庫待ち車両の発生等、周辺交通に影響を及ぼす事態となった場合には、速やかに対策を講じること。

3つ目として、1階南側の荷さばき施設については、通学時間帯の利用を制限し、警備

員を配置するといった安全対策を講じること。

続きまして、5ページ以降の答申理由を御確認願います。

2番の説明会の状況ですが、騒音予測地点の設定根拠や交通調査の結果に関する疑義、周辺道路の渋滞の懸念、今後の住民対応窓口の設置や開業時期、入居予定の小売業者に関する質問等が出されました。

続きまして、3番の意見書の提出状況ですが、法第8条第2項の規定による住民からの意見書の提出が1件ございました。内容はその下に記載のとおりでございます。

騒音予測地点について、より近い地点が選定されていない理由は何か。

騒音の計算式が記載されていないため、再検証ができない。また、現状の騒音レベルの測定結果についても測定条件が記載されていない。

計画予定地周辺は土曜日に混雑する 경우가多いが、交通量調査が日曜日及び月曜日に実施された理由は何か。

烏丸通を南進して来店する車両について、具体的にどのように設定した来店経路に誘導するのか。

施設西側の室町通にはバス停があり、南進方向に数台のバスが停車する場合もある。他方、北進方向の路上には業者のトラックの停車が見受けられるため、片側交互通行の状態になり、さらなる渋滞の発生が懸念される。

大規模小売店舗立地法は小売店舗のみを適用対象としているが、飲食店等の併設施設についても、営業時間や騒音、ごみの処理等の影響を考慮すべきである。

添付図面について、歩行者動線の記載に誤りがある。

なお、住民説明会等、住民からの意見にあります騒音予測地点につきましては、前回の審議会での議論を踏まえ、先ほど御説明いたしましたとおり、追加要求資料や届出資料の差し替えにより修正しております。

そして、4番、審議会の見解ですが、項目別に記載しておりますので、審議会での議論を中心に読み上げさせていただきます。

駐車場及び来退店車両の経路設定については、指針に基づいて算出した必要駐車台数に加えて、併設施設の利用分も想定した合計30台を確保する計画となっており、また、届出者からは、地下鉄駅直結の施設である利便性を生かし、ホームページや広告により、公共交通機関利用の案内を徹底する、駅の時刻表や路線バスの経路案内を施設内に掲示する、駐車場の割引サービスは実施しない、といった公共交通機関利用促進策が提示されている。

来退店車両については、周辺道路が通学路に指定されていることや、常時路線バスや事業用車両をはじめとした自動車の通行が多いことを踏まえ、警備員の配置により通学児童の安全確保や車両の円滑な誘導を実施するとともに、駐車場の満車による入庫待ちの車両の発生等、周辺交通に影響を及ぼす事態となった場合には、速やかに対策を講じることが望まれる。

駐輪場については、条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足する恐

れはないと考えるが、有料制とすることで周辺道路での不法駐輪の恐れがあるため、警備員の定期的な巡回を実施することにより不法駐輪の防止に努めることが望まれる。

また、来退店車両の周知や走行マナーの啓発を積極的に行い、施設利用者や歩行者等の安全確保に努めることが望まれる。

3番、荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等において配慮がなされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。ただし、1階南側の施設は敷地内に転回スペースが確保されていないことから、通学時間帯の利用を制限し、警備員を配置するといった安全対策を講じることが望まれる。

また、早朝の荷さばきに関しては、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

4番、騒音については、周辺環境に与える影響は、こうした数値が下回っていることから影響は少ないと判断される。

5番、廃棄物の保管施設及びびりサイクルについては、保管容量、施設配置、運営計画、車両経路及びびりサイクル等についても配慮がなされているが、通学時間帯の廃棄物収集車両の入出庫は極力避け、安全確保に努めることが望まれる。

6番、防災、防犯対策への協力及び町並みづくりへの配慮については、防災対策への協力、非行防止対策、建物意匠について特に問題なく配慮されている。

7番、その他については、相談窓口の開設や積極的な地域貢献等、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努め、問題発生時には誠実に対応することが望まれる。

以上の見解を踏まえまして、公共交通機関の利用促進、来退店車両の安全対策と渋滞対策、1階の荷さばき施設の安全対策についての対応を付帯意見としております。

説明は以上になります。

●恩地会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。

追加資料について少し順番に確認していきたいと思います。

1番目の地点Cの騒音予測ということで追加資料がありました。これについて何か御意見はありますか。

●板倉委員 現場も見に行つて担当者が確認した上で、しかるべき場所になったので、これでいいと思います。

●恩地会長 2つ目の公共交通利用促進策ですけれども、これについてはいかがでしょうか。

私としては、15分300円というのは周辺駐車場と比べると割と高い水準で、ここは駐車時間係数が0.8程度なので、1回駐車すると1,200円くらいになるということで、抑制策になるような料金水準であると思いますし、商業施設利用者に対してもサービ

ス券を発行しないということで、自動車の利用抑制は頑張って提案されていると思います。

これについて、何か御意見ありますでしょうか。

なければ、3番目の自転車利用者の動線及び安全対策についてですが、これについてはいかがでしょうか。

●塩見委員 適切に誘導がなされていると思いますし、自転車を降りて歩道を歩くように指示が適切になされるのであれば、これで問題はないと思います。

●恩地会長 ありがとうございます。全体の答申案についても何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

いろいろと盛り込むべき点が盛り込まれていると思いますので、私としてはこれでいいのではないかと思います。答申案に対する異論が特になくでしたら、この案件につきましては、本日で結審としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、結審とさせていただきます。

続いて、議題4「平成29年11月届出案件 ダイエー桂南店に係る答申案検討」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 お手許の資料19ページを御確認ください。大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見についての答申でございます。

まず1番、大規模小売店舗の名称及び所在地は、ダイエー桂南店、住所はそちらに記載のとおりです。

2番、法第8条第4項の規定による市の意見についてですが、当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に判断したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断します。ということで、こちらも市の意見はなしとしております。

ただし、変更後の収容台数が指針台数を下回ることから、今後、小売業者の変更等により駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれますとしております。

続きまして、20ページの答申理由を御確認ください。

まず、2番の説明会の状況ですが、変更後の駐車収容台数の算出根拠や駐車場の運用等についての質問がございました。

また3番、法第8条第2項の規定により提出された住民意見はございませんでした。

4番、審議会の見解ですが、今回の変更は、賃借している平面駐車場敷地の一部返還を見込んで、駐車場の収容台数を減少させるものであるが、併せて、利用実績に基づき、全体の収容台数を減少させるものである。

利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の滞留台数を満たす台数を確保しているため、変更後も収容台数の不足が生じる恐れは少ないと判断される。

ただし、変更後の収容台数が指針台数を下回ることから、今後、小売業者の変更等により、駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれる。

この答申理由を踏まえ、小売業者が変更になった場合等、駐車場が不足する場合は、速やかに対応するようというのを付帯意見として要望しております。

説明は以上になります。

●恩地会長 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

特に御意見がないということでしたら、この案件につきましても、本日で結審したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、結審したいと思います。

続きまして、議題5の「報告事項」について、事務局お願いします。

●事務局 資料6、22ページの立地法に係る計画一覧を御確認ください。

まず1番、手続中の届出案件ですが、審議中に記載されております3件、ホームセンターコーナン、京都経済センター、ダイエー桂南店でございますけれども、こちらの3件については本日全て結審いただきましたため、来月以降に市で意見通知を行い、手続を終了する予定でございます。

続きましてその下、縦覧中の2件、高島屋京都店及びカナーンモール伏見店でございませけれども、縦覧や住民意見の募集が終わり次第、諮問及び届出者説明を実施したいと思っております。この2点の具体的なスケジュールでございますけれども、23ページを御確認ください。高島屋京都店が7月、カナーンモール伏見店が8月に諮問及び届出者説明を行う予定にしております。

22ページにお戻りください。

2番、審議予定でございます。来月の審議会ですが、本日全て結審いただきましたので、休会にさせていただきます。

7月の審議会の日程につきましては、後日改めて調整させていただきます。

説明は以上になります。

●恩地会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質問、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

なければ、続いて議題5「その他」ですが、何かございましたら、御発言をお願いいたします。

特にないようでしたら、最後に、審議会の公開についてもお伺いいたします。次回の審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

●恩地会長 それでは、御異議もないようですので、次回の審議会も公開といたします。ここからは進行を事務局にお返ししたいと思います。

●萩原課長 ありがとうございます。先ほども御案内いただきましたとおり、本日全ての案件が結審いたしましたので、6月の審議会は休会とさせていただきます。次回の審議会の日程につきましては、事務局から改めて日程を調整させていただき、御連絡をさせていただきます。

それでは、これで第172回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

(以上)